

事業 優先順位		6 細事業:生活援助事業				整理 番号		05			
目的		要介護認定で非該当(自立)と認定される65歳以上の高齢者に対し、病気やけがなどの理由による一定期間の簡易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅生活の継続や介護状態への進行の防止を図る。									
目標		要介護認定で非該当(自立)と認定された65歳以上の高齢者で、身体的理由等により日常生活に支援が必要な者に対し、一定期間ヘルパーを派遣することで、自立した生活の維持を図る。									
事業 実施主体		委託	事業開始 年 度	平成12年度	根拠 法令						
事業費・財 源			平成25年度	平成24年度	比 較	コ ス ト 情 報 ・ 従 事 職 員 数			平成25年度	平成24年度	比 較
	事業費(決算額)(千円)		4	230	-226		総コスト(千円)		233	627	-394
	財 源 内 訳	一般財源	4	217	-213		内 訳	事業費	4	230	-226
		国府支出金	0	0	0			人件費	229	397	-168
		地方債	0	0	0			公債費	0	0	0
		生活援助費用負担金	0	13	-13			一人あたり(円)	2	6	-4
			0					世帯あたり(円)	5	13	-8
			0				参 考	職員数(人)	0.03	0.05	-0.02
			0					再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00
今後の方向性		引き続き適正に事業を実施する。									
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	要介護認定で非該当(自立)となるおおむね65歳以上の高齢者で、病気やけがなどによる一時的な日常生活上の支援を必要とする人						
	A	A	A								

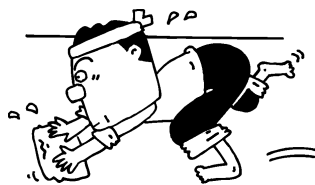
事業 優先順位		7	細事業:短期ベッド貸出事業				整理 番号		09				
目 的		病院又は介護保険施設等に入院又は入所中の高齢者が一時的に居宅へ帰宅する際の支援を目的とする。											
目 標		申請者に対して短期のベッドを貸し出すことにより、病院等から一時的に居宅へ帰宅する高齢者の環境整備の支援を行う。											
事業 実施主体		直営	事業開始 年 度	平成14年度	根拠 法令	河内長野市短期ベッド貸出事業実施要綱							
事業費・財 源	財 源 内 訳			平成25年度	平成24年度	比 較	コ ス ト 情 報 ・ 従 事 職 員 数			平成25年度	平成24年度	比 較	
		事業費 (決算額) (千円)		181	172	9		総コスト (千円)		562	966	-404	
		一般財源		181	172	9		内 訳	事業費		181	172	9
		国府支出金		0	0	0			人件費		381	794	-413
		地方債		0	0	0			公債費		0	0	0
		その他特定財源		0	0	0		一人あたり (円)		5	9	-4	
				0				世帯あたり (円)		12	20	-8	
				0				参 考	職員数 (人)		0.05	0.10	-0.05
				0					再任用職員数 (人)		0.00	0.00	0.00
		今 後 の 方 向 性		入院中・入所中の人が一時的に親族などと過ごすために必要なベッドを今後も適正に貸し出すことで、家族とのふれあいの機会を促進する。									
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象者	病院又は介護保険施設等に入院又は入所中の高齢者及びその親族								
	A	A	B										

細事業：生活援助事業

1. 生活援助事業

要介護認定で非該当（自立）と認定されたおおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯で、病気やケガなどの理由により日常生活上の支援が必要な人に対して、ヘルパーが家庭を訪問し、買物、調理などの日常生活上の家事援助を行った。

事業委託先	社会福祉法人 河内長野市社会福祉協議会
実利用者数	1 人
派遣回数	2 回
派遣時間数	2 時間
委託料	4,200 円



細事業：短期ベッド貸出事業

1. 短期ベッド貸出事業

病院または介護保険施設等に入院または入所中の高齢者が一時的に居宅に帰るために必要となる特殊寝台等の貸出を行った。

実利用者数	12 人
利用回数	14 回
委託料	180,900 円

